

田村市工場立地奨励金について

田村市内に工場等の施設を建設する事業者に対して、**固定資産税相当額を奨励金として交付** します！

1. 対象事業者

下記の業務に使用する施設(工場、倉庫、事務所、試験研究施設)を新設又は増設する事業者

製造業

道路貨物運送業

倉庫業

梱包業

卸売業

2. 適用要件 ※用地取得又は借地の日から3年以内に操業開始すること

要件①

施設を新設又は増設しようとするために取得又は借地した

用地の面積が3,000㎡以上

どちらかを満たすこと

要件②

新設又は増設した施設の

延床面積が500㎡以上

3. 優遇内容

新設10年間

増設3年間

固定資産税

土地

+

建物

+

償却資産

**奨励金として
固定資産税相当額を交付します！**

※ 新設又は増設した施設に係る資産のみが対象です



(目的)

第1条 この条例は、田村市内に工場の立地の促進を図り、もって産業の振興及び雇用の拡大に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「工場」とは、製造業、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業及び卸売業の業務に使用する施設(倉庫、事務所及び試験研究施設を含む。)その他市長が本市の産業振興のため必要と認めるものをいう。

2 この条例において「工場の新設又は増設」とは、次の各号のいずれかに該当する地区に工場を新たに建設し、又は増設することをいう。

(1) 農村地域工業等導入促進法(昭和46年法律第112号)第5条第2項の規定による工業等導入地区

(2) 工場立地法(昭和34年法律第24号)第2条第1項の規定により工場適地とされた地区

(3) 国土利用計画田村市計画による工場用地

(4) その他工場適地として市長が認めた地区

(奨励措置等)

第3条 市長は、次に該当する工場の新設又は増設を実施した事業者に対し、工場立地奨励金を交付する。

(1) 工場を新設又は増設しようとするために取得又は借地した用地(一体性を有する用地についての一の取得をいう。以下同じ。)の面積が3,000平方メートル以上、若しくは一体性を有する土地に新設又は増設した工場の延べ床面積が500平方メートル以上であること。

(2) 用地取得又は借地の日から3年以内に操業を開始すること。

2 市長は、前項の規定による事業者に対し、必要に応じ工場用地(これに附帯する用地を含む。)の取得、労働力の確保及び資金の調達等のあっせんを行い、又は便宜を与えることができる。

(奨励金の額及び交付期間)

第4条 前条の規定による奨励金の額は、工場を新設又は増設した工場(増設した場合には、その増設分)に係る償却資産、工場用建物及びその敷地である土地に対して、田村市が課する固定資産税相当額とする。

2 前項の奨励金を交付する期間は、当該工場が操業開始後、田村市が固定資産税を課することとなった年度から新設は10箇年、増設は3箇年とする。ただし、各年度に課した固定資産税を完納しないときは、当該年度の奨励金は交付しない。

3 前条に規定する奨励金の交付を受ける事業者が、前項に規定する奨励金の交付対象年度内に田村市税特別措置条例(平成17年田村市条例第54号)、特定復興産業集積区域における田村市税の特例に関する条例(平成24年田村市条例第23号)、企業立地促進区域及び避難解除区域等における田村市税の特例に関する条例(平成25年田村市条例第36号)又は地方活力向上地域における田村市税の特例に関する条例(平成28年田村市条例第22号)の適用を受け、当該固定資産に課する固定資産税を減免された場合には、当該固定資産税相当額を奨励金から減額する。

(奨励金交付の停止又は取消し等)

第5条 市長は、第3条の奨励金の交付を受けようとする者及び受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付を停止し、又は取り消し、既に交付した奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 立地した工場の操業開始の日から10年以内に操業を廃止し、若しくは休止したとき、又はこれらの状況にあると認められるとき。

(2) 詐欺その他不正行為があったとき。

(権利・義務の承継)

第6条 第3条による奨励金の交付の決定を受けた事業者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合において、この条例の規定に基づく権利・義務の承継をしようとするときは、あらかじめ市長に申請して、その承認を受けなければならない。

(1) 法人が合併により消滅した場合、合併後存続する法人又は合併により設立された法人

(2) 事業を譲渡した場合、その譲受人

(3) 事業者が死亡した場合、その相続人

2 市長は、前項の申請があったときは、必要な調査を行った上、承認の可否を決定するとともに、その旨を申請者に通知する。

(報告及び調査等)

第7条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、奨励金の交付の決定を受けた事業者に対し、立地、操業、雇用状況等に関する事項の報告を求め、又はその職員に当該事業者の工場に立ち入って、帳簿、書類等その他必要な事項を調査することができる。

2 前項の立入り調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則**(施行期日)**

1 この条例は、平成17年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の滝根町工場誘致条例(平成元年滝根町条例第17号)、都路村工場誘致条例(昭和44年都路村条例第18号)、常葉町工場誘致条例(昭和39年常葉町条例第36号)又は船引町工場立地促進条例(昭和60年船引町条例第2号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年条例第54号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成28年6月30日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年9月24日条例第22号抄)**(施行期日)**

1 この条例は、公布の日から施行する。

